

広告掲載募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

■ 広告媒体

名称	J R 逗子駅西駐輪場
施設概要	J R 逗子駅に隣接する自転車 578 台、バイク 400 台収容可能な市営駐輪場
所在地	逗子市山の根 1 - 1 - 22
屋外広告物	屋外広告物に該当
広告物設置場所	J R 逗子駅西駐輪場 1 階北側及び南側壁面
広告掲出期間	2019 (平成 31) 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日

■ 広告の仕様

掲出位置	規格 (縦×横)	枠数	広告掲載料
駐輪場外壁北側	縦 1,200 mm×横 3,000 mm以内	1 枠	60,000 円以上
駐輪場外壁南側	縦 1,200 mm×横 10,000 mm以内	1 枠	180,000 円以上

※ 掲出位置は別添「広告物設置位置案内図・平面図・立面図」参照してください。

■ 広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○逗子市広告掲載事務取扱要綱を遵守してください。 ○広告物の形式は、スリット入りのターポリンとしてください。(広告設置場所は通風・採光のための面格子であり、ターポリンを括り付ける形での設置となります。) ○広告物の制作、設置、撤去等の作業は、広告主の費用負担により行ってください。 ○屋外広告物に該当しますので、広告掲載データの提出にあたり、周辺環境に調和したデザインとなるよう、まちづくり景観課との協議を事前に行ってください。 ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○掲出を希望する広告掲載データは、指定する期日までに提出してください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○指定する期日までに広告掲載データを提出いただけない場合や、広告主の都合により広告内容等の修正に時間を要した場合は、広告の掲出が遅れることがあります。その場合であっても納付いただいた広告掲載料は還付しませんのでご注意ください。 ○広告主の都合により広告を掲出しない期間があっても、広告掲載料は減額いたしません。
---------------	---

	<p>○広告の掲出により損害（第3者への損害を含む）が生じたときは、補償及び賠償を行ってください。</p> <p>○掲出期間中は、広告物に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行ってください。</p> <p>○広告掲出期間終了時及び広告掲出が取消しとなった時は、原状復帰してください。</p>
行政財産の使用許可	<p>○広告掲出箇所について、逗子市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受け、広告掲載料とは別に、逗子市行政財産の目的外使用料条例に規定する使用料を納付してください。</p> <p>○使用料 使用部分は垂直投影面積により求めます（最大幅×最大奥行）。 広告物の厚みが1センチメートルに満たない場合は、奥行を1センチメートルとして求めます。 <平成30年度の実績> 駐輪場外壁北側（縦1,200mm×横3,000mm）月額50円 駐輪場外壁南側（縦1,200mm×横10,000mm）月額167円</p>
屋外広告物の許可	<p>○広告掲出前に、屋外広告物の許可申請及び手数料（広告掲載料には含みません。）の納付を行ってください。 市の担当所管は、まちづくり景観課です。</p>

■ 申込・選定方法

申込方法	<p>○別添の広告掲載申込書兼見積書を下記申込先へ郵送又は直接ご提出ください。（郵送の場合は、確認のため下記連絡先まで電話連絡をお願いします。）</p> <p>○見積金額は掲出全期間（1年）の広告掲載料とし、行政財産の目的外使用料及び屋外広告物の手数料は含みません。</p>
選定方法	<p>○見積合せ 見積金額の最も高い者に決定します。 見積金額が同額であった場合は、次の順位により決定します。 ただし、同一順位での広告掲載申込みが募集枠を超えるときは、抽選により決定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地場産業、地元商工業者及び企業組合に関するもの (2) 私企業のうち公共性の高いもの (3) 前2号以外のもの
申込期限	平成31年3月13日（水）17:00 必着
申込先	<p>（担当課）環境都市部環境都市課環境都市係 （所在地）〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16 （TEL/FAX）046-873-1111 内線 457 （E-MAIL）kankyo@city.zushi.lg.jp</p>

■案内図



■設置場所写真

